

## 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また人格形成のための倫理・道徳への十分な配慮を行ってこなかった教育のあり方、さらには、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫やテレビの有害番組の問題が指摘されているところである。

これに加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展による新たな有害環境の出現が、問題をより深刻化させている。

また、各都道府県では、青少年の健全育成に係る条例を制定し、多様な取り組みを行っているものの、今日ではその限界を指摘する声も聞こえる。

これらのことから、青少年を健全に育成し、青少年を有害環境から守るため、青少年の健全育成に係る基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにした、一貫性のある、包括的かつ体系的な法の整備が急務となっている。

よって、国においては、「青少年健全育成基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月8日

田 辺 市 議 会

(提 出 先)

内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
警 察 庁 長 官  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長